淀川水系流域委員会 第31回委員会

議 事 録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の 方につきましてはご本人未確認の文章となっております。(詳しくは最終頁をご覧下さい)。

川上委員、西野委員、米山委員

日 時:平成16年7月29日(木)16:00~19:00

場 所:みやこめっせ 地下1階 第1展示場

庶務(富士総合研究所 中島)

皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたけれども、出席予定の委員の方が少しおくれているようでまだ定足数に達しておりませんので、まず初めに事務的なご確認等を先行して進めさせていただきたいと思います。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。袋に入った資料がございますけれども、その中の上から3枚目ぐらいに「配付資料リスト」というのが入っております。資料1-1からありますけれども、資料1-1、1-2と。それから、資料2-1、2-2。これは新委員会に関するもの。資料3、これは事業の進捗の点検に関する資料。資料4-1から4-4、これはダムワーキングに関する資料。資料5、これは今後のスケジュールに関する資料。あと、参考資料で1から3ということで入れております。

ただ、資料 2 - 2 というものですけれども、これは最初から袋詰めになっておりませんで別途配付させていただいております。それはまたご確認いただければと思います。もし不足しているものがございましたら、庶務の方に言っていただければと思います。

それと、委員席には机ごとにこれまでの主要な資料を置かせていただいております。また、入り口の壁のところですけれども、閲覧用のこれまでの主要な資料、あとお持ち帰りいただけるようなニュースレター等を置いておりますので、休憩時間等にご確認いただければと思います。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますけれども、資料の中に「発言にあたってのお願い」という黄色いペーパーがございますのでこれをご一読いただければと思うのですが、発言に当たりましては必ずマイクを通してご発言ください。それと、ご発言の冒頭でお名前をおっしゃっていただきたいと思います。

それと、本日は会議の後半で一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせていただく予定でございますので、審議を円滑に進めさせていただくためにも委員の審議中につきましてはご発言はご遠慮くださいますようにお願いいたします。

それと、携帯電話等をお持ちの方が多いかと思いますけれども、電源をお切りいただくかマナー モードに設定願えればというふうに思います。

それと、本日の会議でございますけれども、19時には終了させていただきたいというふうに思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

少々お待ちください。あと1名いらっしゃれば定足数に達する形でございます。予定では39名の 委員の皆様にご出席いただくことになっております。

すいません、お待たせしました。ようやく定足数に達しましたので、これより第31回淀川水系流

域委員会を開会させていただきます。

それでは、審議に移りたいと思います。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

〔審議〕

芦田委員長

定足数にそろったようでございますので、これから第31回淀川水系流域委員会を開催いたします。 皆さん、ご多忙の中をご出席いただきましてありがとうございます。傍聴の方もたくさんご出席 いただきまして、どうもありがとうございます。

この淀川水系流域委員会では、今、ダムワーキングを設置しまして検討をやっているところでございます。ダムワーキングのリーダーには委員長から今本委員を指名させていただきまして、活発にやっておられます。この3回、日曜ごとに開催して非常に熱心な議論を進めていただいているわけでございますが、まだまだこれからというところでございます。きょうはその報告をいただくわけでございますけども、我々の任期ももう残り少なくなってきておりまして、任期中に何とか区切りをつけたいということで頑張っていただいているわけでございます。

そういうことで、きょうの議題の1つとしてダムワーキングの状況、主としてきょうは経過報告 と今後どういう体制でやっていくかというようなことについて話が集中すると思うのでございます けども、ご報告いただきたいと思っております。

それから、もう1つのテーマとしましては、来年2月から新しい流域委員会が発足するわけでございますが、どういうような体制・枠組みをつくるかということと、それから委員の選出の方をどうするかというようなことにつきましてそろそろ相談していかなければいけないということで、きょう資料を出して提案しておりますのでご審議いただきたいと思います。

そのほか、議事次第に従いまして進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、まず最初の前回委員会以降の状況報告につきまして庶務の方から報告願います。

1)状況報告

庶務(富士総合研究所 鈴木)

それでは、早速お手元の資料1-1に基づきまして前回委員会以降の状況報告をさせていただきます。

前回委員会は本年6月22日に開催をさせていただいております。

状況報告でございますが、1ページ目の下の方に書いてございますように、まず第35回運営会議

が7月2日、金曜日に開催されております。また、第1回ダムワーキングが7月11日、日曜日の開催でございます。それから、第2回ダムワーキングが7月18日、日曜日でございます。同じく、第3回ダムワーキングが7月25日の日曜日ということで、ダムワーキングにつきまして3回開催をされております。この内容につきましてはホームページで掲載済みでございます。

それから、2ページでございますが、前回委員会における決定事項についてご報告をさせていた だきます。

2ページの一番上でございますが、決定事項として3点ほどございました。まず1点目でございますが、委員会で議論された内容で規約を改正することが承認をされております。2点目でございますが、5ダムの調査・検討のためにワーキンググループを設けることになりました。それから、3点目でございますが、ワーキンググループメンバーの選定手順等についても確認をされました。具体的には、委員から希望を募りまして運営会議で選定をするということについて確認をされております。

それから、4ページでございますが、第35回運営会議が7月2日に開催をされてございます。こちらの運営会議におきましては、流域委員会の規約の改正について、ダムにかかわるワーキンググループについて、新流域委員会にかかわる体制づくりの方法・スケジュールについて、それから本日の委員会の議事内容等についてということが協議をされてございます。

それで、ワーキンググループの具体的な運営について第1回ワーキンググループの冒頭で検討が なされております。

5ページの一番上の「主要な決定事項」をごらんいただければと思うのですが、今本委員が運営会議でリーダーとして承認されたことが報告をされております。それから、ダムワーキングに3つのサブワーキングを置くということが確認をされております。すなわち、丹生・大戸川・天ヶ瀬ダムワーキング、2つ目が川上ダムワーキング、3つ目が余野川ダムワーキングでございます。また、「ダムWGにコアWGをおく。」ということでございますが、「コアWGは、ダムWGの運営について審議するとともに、サブWGの審議を基本として、ダムWGが委員会に答申する原案を審議する。」というようなことが決定事項としてございます。それから、「サブWGおよびコアWGのメンバーは『別紙』のとおり。」ということで、これは後ほどご説明しますが、資料4-1の4ページのとおりでございます。また、「ダムWGは基本的に公開で行う。」ということで、「検討結果も公表していく。」ということでございます。最後に、「ダムWGは検討結果を12月中に報告書としてまとめることを目指して作業を進める。」というようなことが決定事項となっております。あと、以下の審議の概要につきましては、個々のダムについてここに記載のような形の審議が行われ

ております。

第2回が、同じくこちらも審議の概要ということで、琵琶湖環境あるいは丹生ダム等の報告がな されております。

それから、第3回につきまして、こちらも「5ダムの目的について」あるいは「利水に関する調査・検討の報告」等がなされております。

以上でございます。

芦田委員長

以上の報告につきまして何かご質問ございますでしょうか。

[委員からの発言・挙手なし]

芦田委員長

それでは、了承ということでお願いします。

先ほど言うのを忘れてたわけでございますが、審議がスムーズにいけばでございますけど、きょうは少し時間に余裕ができると思うので傍聴の方に十分時間をとって発言いただきたいと思っております。いつも傍聴の方の発言をできるだけたくさんお願いしたいと心がけているわけでございますけども、時間の関係で制限しておって恐縮に思っておりまして、ひとつきょうは思う存分発言していただきたいと思っております。

2)新委員会に向けた体制づくりについて

芦田委員長

それでは、次の議題でございますが、「新委員会に向けた体制づくりについて」。資料2でございます。

この流域委員会というのは河川整備計画にも今後設置するということが位置づけられておりまして、その任務として、資料1 - 2 でございますが、整備局長から委員長あてに「淀川水系流域委員会の今後の任務について(要請)」ということで5 つのことをやってほしいと。整備計画の内容の進捗の点検に当たって意見を述べるとか、計画の変更あるいは関係住民の意見の反映方法について意見を述べるとか、5 項目ございます。そのような要請を受けまして前々回、前回の委員会で議論しまして、流域委員会としては了承しているわけでございます。

それで、これをいかにして実現していくかということでございますが、現在の流域委員会という のは全国的に見ても非常に画期的な委員会であるということで、そういう体制を継続する必要があ るのではないかと。

しかしながら、現在の委員会にはいろんな問題点もございまして、それを反省して、修正すべき 点は修正しようということで、資料2 - 1の2ページに「別紙」と書いておりますが、新流域委員 会というのはこういうイメージを持ったものをつくったらいいのではないかということで私の方か ら提案させていただきました。これについては委員会として十分審議はしておりませんけれども、 大体基本的な考え方はこれでいいのではないかという了承は得ているわけでございます。

そこで、いよいよこれを具体化せないかんということでございまして、それについてこの考え方を具体的にしたものをきょうの資料 2 - 1「新委員会の枠組みについて」ということで目的、構成、任期、委員の選出方法を出しております。これを説明しますので、これについてご審議いただきたいと思っている次第でございます。

これにつきまして、まず目的でございますけども、現在の時点では先ほどの整備局長から淀川水 系流域委員会の今後の任務について要請を受けました5項目のうちの3項目でございますが、これ を入れております。新しく整備計画が確定した段階におきましてはさらに資料1 - 2の4、5が追 加されるわけでございまして、その時点では追加する必要があると思います。これは現時点での目 的ということで書いております。

それから、構成につきましては、現在人数が非常に多いということで、24名ぐらいがいいのではないかと。かつ、部会は琵琶湖部会、淀川部会、木津川上流部会、猪名川部会と。工事実施の進捗状況の点検をするに当たっては事務所単位にした方が割合やりやすいという面があって、原案としては一応4つの部会を設けることにしているわけです。

任期としましては、これは流域委員会の継続性ということも大事でございまして、メンバーががらっと変わってしまうと考え方も変わってしまうということでまずいのではないかと。ただし、同じ人がずっとやっているとまた弊害も出てくるということで、絶えず新しいメンバーをどんどん入れていって流動化していく必要があると。そういうバランスを考えて、任期は「2年とし、再任をさまたげない。」と。「ただし再任は2回を限度とする。」というふうなことを書いております。したがって、「2年ごとに、3分の1の委員が入れ替わるよう、新任者、再任者を調整する。」と。ただ、3分の1と言っておりますけども、大体3分の1程度ということかもわかりません。このあたりは皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。これでいきますと、現在の流域委員会のメンバー54人のうち新しい委員会に参加する方が16人ぐらいで、新しく8人を選ぶというようなことになると思うのですが、大体それを目標にやってはどうかと。

それから、委員の選出方法につきましては「河川管理者が、委員を選出する。」ということで、

河川管理者からご説明がございます。では、河川管理者の方からその説明をしていただきましょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

河川調査官の児玉でございます。

お手元にあります資料2-2でご説明をさせていただきたいと思います。

2月からの委員会の委員の選定でございますけれども、基本的にはこの流域委員会を当初立ち上 げましたときと同様の方法で行いたいと考えております。

ペーパーの1つ目でございますけども、「新しい任務」。これは既にお示しをしております。「体制、委員数、任期等」ということについては、これはきょうもまた議論をいただくことになっておりますけれども、委員会での議論を踏まえて私どもで河川管理者としてこのあたりを決めさせていただきたいと思っております。その枠組みが決まりましたら、河川管理者の方で委員候補推薦委員会というのを設置をしたいと考えております。これは当初準備会議に相当するものでございます。河川管理者の方に委員候補を推薦していただくという役目でございます。

そういたしまして、2つ目でございますけれども、河川管理者はこの推薦委員会の方から推薦をいただきました候補者を踏まえまして委員を選定して、委嘱をしたいというふうに考えております。 2枚目は今申し上げましたことをフローとしてお示ししたものでございます。 以上でございます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

この流域委員会というのは河川管理者が設置するものでございますが、どういうような流域委員会を設置するかということをこの流域委員会から提言しようということで今の資料を出しているわけでございます。皆さんのご意見をお伺いして、これの修正すべき点は修正して提言したいと思っております。それに基づいて河川管理者の方からそういうような流域委員会を設置されるということになるわけでございます。

はい、どうぞ。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

すいません、少し申し上げることが不足しておりました。この委員候補推薦委員会というのがご ざいますが、こちらのメンバーについてお話をするのが抜けておりました。 この委員候補推薦委員会のメンバーでございますが、当初この淀川水系流域委員会を立ち上げるときに準備委員会を設けましたが、そのときのメンバー4名の方、さらにあと1名を追加をしたいと考えております。もうお一方でございますけれども、先ほど資料1-2で今後の任務についてございましたが、この中で新たに再評価あるいは事後評価のための事業評価監視委員会の役割も兼ねるということがございます。この観点から委員候補の推薦に当たって意見をいただきたいというふうに思っておりまして、現在近畿地方整備局に事業評価監視委員会がございますが、その委員長であります吉川和広様に入っていただこうというふうに考えております。ですから、当初の準備会議のメンバー4名プラス1名、都合5名ということでこの委員候補推薦委員会の方は考えてございます。

芦田委員長

今後の大体のスケジュールはいかがですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

現在の委員会の委員の方々の任期が1月末でございます。したがいまして、新しい委員の方々に つきましては1月の末までには決めないといけないということでございます。逆算してまいります と、遅くともことしの末ぐらいまでには河川管理者の方に推薦委員会から委員候補者の推薦をいた だきたいというふうに考えております。

この委員候補推薦委員会の方でどのような方法をとるかというのはこれから議論がございますけども、いろいろな方からの推薦をいただくというようなことを考えますと、この推薦委員会の方の立ち上げは9月ごろには活動を開始していただくというような予定でございます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

流域委員会としては今現在も非常に重要な課題を抱えて審議中でございますが、次のことを考えるのは少し早いという気もするのでございますけども、先ほどのスケジュールにありますように今からやらないと間に合わないという面がございますのできょうお諮りしているわけでございます。

先ほど私が説明しました内容につきまして皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、どうぞ よろしくお願いします。ご質問でも結構でございます。

[委員からの発言・挙手なし]

芦田委員長

よろしゅうございますでしょうか。では、ご承認お願いできますでしょうか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

芦田委員長

では、ご承認をいただけたとして、これからスタートに入っていくということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

3)河川整備計画基礎案に係る平成16年度事業の進捗の点検について

芦田委員長

次は3番目の議題でございますが、「河川整備計画基礎案に係る平成16年度事業の進捗の点検について」、資料3でございます。

これは、流域委員会の任務としまして、河川整備計画の進捗が予定どおりいっているかどうか、 問題があるかどうか、問題があるとすればどういうところに問題があるかということを点検する必 要があるわけでございますが、既に整備計画はまだ確立していないのですけども事業は進められて おりまして、かなり点検を必要とするものが出てきているわけでございます。

それで、この事業点検に関しましては流域委員会としてはそれぞれの地域でやっているわけでございまして、地域部会で詳細に点検していただくというのが妥当ではないかと思うのでございますけども、流域委員会としてもどういうことが今進んでいるかということを一応知っておくことが必要ではないかと思いまして、資料を用意していただきました。整備計画でいろいろ議論したけども実際もう既にこういうことが始まっている、こういうことをやったというような内容について主なものを挙げていただいているわけでございます。それに関して河川管理者の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

河川調査官の児玉でございます。

資料3でございます。「河川整備計画基礎案に係る平成16年度事業の進捗の点検について」とございます。これは先ほどの資料1-2の流域委員会の任務の中の「計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べる。」という部分に相当するものでございます。

私ども河川管理者の方で進捗の点検を行います。それについて点検の結果こうなっているという

ことをご報告させていただいて、それについて意見をいただきたいということでございます。これ は、先ほど委員長からもございましたが、それぞれの地域のものについては各地域部会でさせてい ただくわけでございますけども、きょうは共通するもの、あるいはこの整備計画の中で特に新たに 取り組むようになったもので目玉となるようなものについてどのような進捗になっているのかということについて、時間の関係もございますので代表的なものに限ってでございますけども、資料と して用意をさせていただいております。

本日資料として用意させていただいているものが1ページ目、2ページ目の表にございます。

まず大きくは「堤防強化委員会」ということで、これは堤防の強化について技術的な検討を行っております。それについての状況を報告させていただきます。この後資料がかなりございますが、少し時間をいただいてご説明をさせていただきたいと思っております。

それから、「河川レンジャー」。これは地先ごとにやっておりますが、例として宇治川周辺河川 レンジャー検討懇談会の内容について報告をさせていただきたいと思っております。

「水害に強い地域づくり協議会」でございますが、これも地域ごとに行われておりますけども、これについては琵琶湖と猪名川、木津川の3つについてこの後ご紹介をさせていただきたいと思っております。

次のページでございますが、「河川保全利用委員会」。これも地域ごとの状況でございますが、 これについては琵琶湖の状況についてご報告をさせていただきます。

そして、最後でございますが、少し種類が違いますが、「琵琶湖の水位低下抑制のための取り組み」ということで、これはさまざまな取り組みを流域全体としてやっております。これについての 状況を報告をさせていただきたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川河川事務所の吉田でございます。

それでは、中身の個別について、まず「堤防強化委員会」について報告をさせていただきます。 資料の4ページでございます。

これは堤防強化委員会の最終の報告書を添付させていただいております。

5ページでございますが、冒頭前書きがございまして、ここの部分で本委員会の検討の位置づけを示しているところでございます。頭からずっと整備計画の中身をつらつら書いてありまして、最後の段落に「本検討は、」というのがございます。ここの後段ですが、「破堤による壊滅的な被害を防ぐための治水施策の検討が必要ではありますが、堤防補強を全川的に実施するためには多額の

費用と時間を要することから、緊急的に補強すべき区間を設定し、詳細な調査を実施し対策の必要な箇所を抽出したうえで、まずは脆弱で安全性が低い堤防に対して、現地に即した緊急的な補強対策を優先的に実施することとし、」ということでございまして、要は、当初越水についても十分安全な堤防について議論を始めたところですが、越水に至らない場合でも十分な安全性を有していない堤防が多々あるということがわかりまして、やはり緊急的に実施する必要があるということから主眼に置いた検討といたしまして、その対策工法というのに焦点を当てているところでございます。

したがいまして、堤防強化という意味では第1ステップの検討ということになりまして、今回は これの検討内容になってございます。これを踏まえまして、中身の説明に移らさせていただきます。 7ページでございます。

ここに「委員会の目的」ということで書いておりまして、下から4行目ぐらいのところに「このような背景のもと、」というのがございます。「洪水時の破堤による被害の回避・軽減を目標とした施策の一環として、河川堤防には破堤による壊滅的な被害を防ぐことが求められており、浸透・侵食に対して簡単に破堤しない堤防強化に関する技術的検討を行う」ということでございます。後でお話をさせていただきますが、具体的な設計に当たりましては越水に対しましても一定の考慮をしているということです。

では、この浸透・侵食というのは具体的にどういう現象かということですが、9ページでございます。

まず、浸透による破壊ということでそこに絵がございますが、雨が降って堤防の中に雨がしみ込むことで堤防の中で少し水位が上がってまいります。これにあわせて河川の水位が上昇いたしますと堤防の中の水位がどんどん上昇いたしまして、一種ぐずぐずの状態になります。その結果、川裏の方からすべりが発生いたしまして、それが進行して堤防の破壊に至るという現象でございます。

もう1つ、絵はございませんが、その絵の1行上のところに「洪水末期の河川水位急低下時において堤体内の残留水により表のりが崩壊する」というのがございます。要は、洪水の終わりごろに河川の水位がずうっと急速に低下をいたしますと、堤防の中には水が残ったままの状態ですので河川水が高いときは水圧とつり合っているのですが、河川水がなくなることで堤防の中の水が悪さをして、川表側がすべるというような現象がございます。

それから、もう1つは、その下の図で、パイピングということでして、これは河川水が堤防の基礎地盤を通りまして堤内側に出てくるということで、そのときに土砂を含んだ水が吹き出すことで 空洞化が生じると。これによって堤防が破壊に至るという現象でございます。

次に侵食の方ですが、侵食の方も2つございまして、1つは、その1行目の後ろにございますよ

うに、「堤防の表のり面やのり尻付近に流水が直接作用」すると。要は、流水の影響で堤防そのも のが壊れるという現象。

それから、もう1つは、その2行目の後ろからですが、「河川水の流路からの側方侵食」という ことで、要は高水敷がどんどん削れていって堤防が破壊に至るという現象がございます。

こういうような現象に対して十分な安全性を確保するための検討手法、それから補強工法について今回検討したということでして、10ページ以降それぞれの河川でモデル的にあるポイントを設定いたしまして、そのポイントで個々に詳細な検討を行った結果でございます。

まず木津川ですけれども、木津川というのはもともと砂の堤防で、概略の検討を行ったところ大部分で安全性が低いということがわかりましたので、11ページの頭にございますように、ここでは特に右岸の5km付近を選びまして、そこで詳細な検討を行ったわけでございます。

そこの横断図が12ページにかいてございまして、堤防自体は砂でできておりまして、その下に砂層と粘土層が互層であると、こういう状況で、これはボーリング調査の結果でございます。

その断面で堤防の安全度の照査を行いました。11ページに少し戻っていただきますと、現堤防の 浸透に対する安全度照査、それから侵食に対する安全度照査ということでそれぞれ判定をいたして おりまして、川裏ののり面のすべり破壊に対する安全性で判定がペケという格好になってございま す。

このときの外力としましては、雨を降らせまして、河川水位がハイウオーターレベル、計画高水 位のときの安全性 - - これはいろいろ議論のあったところですけれども、当面その水位でもって安 全性を照査いたしてございます。

その結果、川裏のすべりで判定がペケとなったわけでございます。したがいまして、その対策方法として、13ページにございますように、補強の考え方は基本的には堤防にできるだけ水を入れないということをやろうと。また、その上で入った水をできるだけ早く抜けるようにするということを基本的な考え方としまして、そこの絵にございますように断面の拡大、特に難透水性と言いまして水を通しにくいような材料でもって表面を覆うと。川裏の方にはドレーンと言いまして透水性の高い材料 - - 例えば礫とかですね。そういったものに置きかえることで堤防に入った水をできるだけ早く抜けやすくするというようなことを基本的な考え方にしておりまして、14ページにその検討結果がございます。

幾つかのケースをその表のように検討しておりまして、断面を拡大したり、ドレーンを入れたり、 あるいはその組み合わせをするということでして、最終的には一番下のケースでございますけど、 これの具体的な設計図が15ページでございます。 その15ページのように、川表側の方では断面を拡大いたしまして、難透水性の材料、粘性土のようなものですね、粘性土でもってその表面を覆うと。それで、天端、要は堤防の一番頂上のところでございますけど、ここにはアスファルト舗装をしまして雨が入りにくいようにすると。それから、川裏の方にはドレーン工法でできるだけ入った水を早く抜くということと、それからもう一つ、かごマットというのが書いてございます。これは鉄線でかごをつくりまして、その中に石を詰め込んだようなものですが、それをのり尻の付近のところに敷くということで、仮に堤防から洪水が越水することがあったとしても、ここで一定の強度が確保できるであろうということで考えているところでございます。

16ページ以降は桂川なのですが、18ページを見ていただきたいのですけど、桂川については、安全度照査の結果、全部丸ということでした。念のために右岸 5.2kmと右岸 6.2kmの 2 断面やってみたのですが全部丸ということで、もちろん現在詳細な検討をやっておりますのでその結果はまだでございますけど、この段階では特に緊急的に対策を講じる必要はないという結果になってございます。

それから、19ページからが宇治川でございます。21ページを見ていただきますと、これにつきましても同じように安全度の照査を実施いたしております。宇治川に関しましては洪水時だけではなくて琵琶湖の後期放流、これもかなり長期間高い水位が続きますので、これについても安全度を照査するということにいたしておりまして、その結果、川裏のすべり破壊、それとパイピング破壊の安全性についてペケということになってございまして、その補強の考え方は、22ページですけれども、ここは断面の拡大でもって対応しようというふうになりまして、最終的な絵が24ページでございます。ここは特に川側の断面がそれほど大きくございませんので制約があるということで、川裏の方に用地買収をいたしまして断面を拡大するというような工法をとろうということになってございます。

それから、次の25ページからが淀川本川でして、これについては、最終的な結果だけで恐縮ですが、30ページのところで、断面の拡大、特に川表側を難透水性、要は水を通しにくい材料でもって断面を拡大するということでその安全性を確保しようということでございます。

それから、31ページからが猪名川でして、猪名川につきましては安全度の照査の結果が33ページにございます。ここでは特にパイピング破壊の安全性と、それから堤体の侵食が安全度照査の結果アウトということになりまして、これを対応すべく、対策工としましては、36ページでございますが、侵食対策としまして堤防前面に護岸工を敷設いたしまして、パイピング対策としまして裏側にドレーン工法、あわせてかごマットでもって越水についても一定の強度を確保するというようなこ

とで最終的に補強工法を決定いたしているところでございます。

最後に37ページでございますけど、これが事例的に各ポイントでもって決まりました補強工法でございます。今度はそれらの環境への影響、それからモニタリングということでございますけど、環境面につきましては、堤防そのものをそんなに大きく変化させるものではございませんので、以前に比べてそれほど大きな変化があるというふうにはなかなか考えにくいということでございます。

それから、モニタリングですが、これまで余り堤防のモニタリングということをやってきてはおりませんでした。今回はこういう補強をするということで、あわせてそれによってどういう効果が得られるのか、あるいはそれがどれぐらい持続するのか、さらにはそのメカニズムも含めて今後の技術的発展に寄与しようということでモニタリングを実施することといたしております。

具体的には38ページに図を示しておりまして、水位計を断面にずっと入れていくということで、河川の水位とあわせまして堤防の中の水の動きを時々刻々押さえることで対策工への影響、さらにはより詳しいメカニズムの解明に役立てていこうと、こういうことで計画をしたところでございます。

以上が「堤防強化委員会」の結果の報告でございます。

続きまして、私からあわせて「河川レンジャー」の状況についてお話をさせていただきます。ページで言いますと、41ページでございます。

これはまだ検討途上でございまして、ある意味で河川レンジャーという流域住民の方々と河川管理者の介添え役というのを育てていこうということでの取り組みでございまして、今懇談会というのを設置いたしましているいろとご議論をいただいている最中でございます。

今、京都市伏見区内ですけれども、ここでボランティアとして川にかかわる活動をしていただいている方がお二人いらっしゃいます。そのお二方を河川レンジャーの候補ということで幾つか試行的な取り組み等も含めて活動をしていただいております。その活動を検討して、河川レンジャーとしてどういう活動をすべきなのか、あるいはそれをどう広げていくべきなのかということでいるいると委員の方々にご意見をちょうだいしているという状況でございます。

今後レンジャーの枠組みというのを少し議論しようということで、例えば任命をどうするかとか、 給料といいますか報酬をどうするかとか、あるいはどういう活動に対してどこまで費用を見るかと か、そういったことについてご議論をいただこうというふうに考えております。

次の42ページでございますけど、全体の構成としまして、淀川河川事務所の場合ですが、検討懇談会というので全体を踏まえると同時に各出張所の管内でそれぞれレンジャーの運営会議というのを組織いたしまして、レンジャー同士の横のつながりということで右側の河川レンジャー会議とい

うような全体の組織を考えているところでございます。

先ほど申しましたレンジャーの枠組みが一定整備されてくれば、今レンジャーの候補生を各地にお願いしているところでございますので、そういう候補生の方々にレンジャーに参画していただくように働きかけていって、徐々にその活動の輪を広げていこうと、こういうことで今計画しているところでございます。

レンジャーにつきましては以上でございます。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 林)

猪名川河川事務所の林です。

次は「水害に強い地域づくり協議会」ということで51ページを開いてください。

猪名川につきましては昭和55年から流域の総合治水対策協議会というのを開催しております。

52ページに書いておりますように、河川対策が終わった時点で総合治水を完了するという位置づけでございますが、ただいま水害に強い地域づくりというのを追加メニューに加えまして、この協議会を発展的に推進していこうと考えておりまして、今回7月に協議会等で承認をもらいましたので継続しながらやっていきたいと。特に「みんなで守る小委員会」というのを設置しまして、避難勧告発令の措置について防災担当者を入れまして新たな組織として拡大していくと、以上のように思っております。

以上でございます。

河川管理者 (近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 西川)

木津川上流河川事務所の西川でございます。

資料は添付されておりませんが、現在水害に強い地域づくり協議会に向けまして県の方あるいは沿川の市町の方に集まっていただきまして、上野地域の浸水被害を軽減していくためにどういうふうな方向で進んでいったらいいのかという勉強会を過去に2回ほどやってまいりました。今後、準備会、総会に向けて進めていこうと思っておりまして、行政の土木サイドといいましょうか、防災担当、それから農政関係の方にも当然入っていただかないといけない、また都市計画担当の方にも入ってもらわなければいけないということで現在その辺を調整させていただいておりますけども、この11月1日に伊賀6市町村が伊賀市になるということで現段階においては協議会の設立がなかなか難しいと。伊賀市になった段階でそういう組織が強化されていくのであろうということで、現在はどういうことをやっていったらいいのかというのを関係者の方々と勉強をしている状況でござい

ます。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

続きまして、琵琶湖河川事務所からご報告いたします。琵琶湖河川事務所長の河村でございます。 「水害に強い地域づくり協議会」、資料は49ページになります。こちらに「『琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会』について」というものがございます。

「1.背景と目的」の最後の段になりますが、琵琶湖沿岸のうちモデル検討地区というものを位置づけまして、日野川から野洲川、草津川、大津市の琵琶湖沿岸及び直轄河川沿川を対象に表記の水害に強い地域づくり協議会を設置しまして、洪水氾濫時の被害をできるだけ軽減するための地域整備における対策等を、ハザードマップ、治水整備の状況、こういったものを踏まえて関係自治体と連携して検討していくということで、「3.立ち上げ」のところにありますが、第1回目の協議会を8月3日に実施するということで予定しております。

メンバーが次のページになります。50ページに一覧表がございますが、学識経験者のほか、沿川 各市町の助役にご参加いただきました。それから、事務局は琵琶湖河川事務所だけではなくて滋賀 県も共同事務局ということでご参画いただくということになっております。

「水害に強い地域づくり協議会」は以上でございます。

続きまして、5番目、「河川保全利用委員会」ということで、資料は59ページになります。

これまで琵琶湖河川事務所につきましては準備会を立ち上げて検討いただいておりました。それが59ページの2番からになりますが、「河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)準備会」ということで、下の表にあります竺先生、柴田先生、三田村先生、3名の準備会委員によって平成16年3月15日からご検討いただきました。

この中では、保全利用委員会のあり方、すなわち役割だとか組織構成、どういった方々に委員になっていただくかということについて4回議論いただきまして、おおむねまとまりました。その内容が次の60ページでございます。

まず役割につきましては、4つの役割をお願いしようということでございます。

1つ目は、保全利用に関して大きな基本理念というものを持たないといかんだろうということで、 河川敷地を中心とした保全及び利用についての基本理念、こちらをこの委員会で検討いただいてご 提案いただくということとしております。

2番目は、その基本理念に基づいて今度は琵琶湖河川事務所の方が具体的な許可申請者に対して 許可を与えることになるのですが、例えば占用に関するガイドラインをつくると。これが基本理念 に基づいてつくられるということに対してその助言をいただこうということ。

それから、3点目が、そのガイドラインに基づいて個々の具体に協議申請が上がってくるということですけれども、それについて基本的にガイドラインに則っているということであればそのまま本申請に至るというわけですが、個々にまた疑義が生じたり、どうあるべきかということに対して琵琶湖河川事務所の方から委員会に個々の案件について諮問をいたしまして、それで協議をしていただいてご意見をいただくという役割。

以上がある意味ではルーチン的なものになるわけですが、4点目として、それ以外にも必要に応じて河川保全や利用に関して意見を河川管理者に、河川管理者は国管理区間だけであれば限定的なものにならざるを得ないので、基本的にはそれに限定しない大きな意味でのご意見をいただくということでご提案をいただく役割、この4つの役割をしていただこうかというふうに考えております。

構成は、自治体関係者、自然環境に関する学識経験を有する者、治水・利水に関する学識経験を有する者、それから地域特性に詳しい者、その他必要と認める者を若干名、合計15名以内ということで組織化しようと思っております。

今後、まずは1年間ぐらいをかけて基本理念を定めてガイドラインを制定し、それに基づいて申請、それから審査という形にしていこうと思っております。そうしたイメージが次の61ページの図に表現しているところでございます。

以上です。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 豊口)

河川環境課長の豊口でございます。

資料の64ページをお開きください。「琵琶湖の水位低下抑制のための取り組み」ということで、6月16日以降、琵琶湖では洪水に備えて制限水位 - 20cmまで下げていると。それ以降の水位低下が著しいと琵琶湖に生息する生物にとって好ましくないだろうということで、今の既存の施設の中あるいは既存の制度の中でできることから取り組みを始めています。

その一つ一つをご紹介させていただきますと、まず水需要の抑制そのものが琵琶湖の水位低下抑制になるだろうということで、水需要を抑えるための節水PRというのをしています。これはポスター・パンフレット等を関係機関に配付して、ちょうど7月が河川愛護月間になっていますので、その各種行事で活用してまいりました。それから、京阪あるいは阪急での車内広告を出させていただいております。既にもう出ておりますのでお気づきの方もいたかと思いますが、こういった取り組みもさせていただいております。また、テレビの節水CM、それから、後ほどまたご紹介します

けども、8月29日にはシンポジウムの開催を予定しておりますし、あと「近畿ゆめ通信」という近畿地方整備局から各市町村に配信しているメールがありまして、こういったことで呼びかけをしていると。また、我々が持っている番組枠がございまして、この中でもPRを実施してきているというところです。

それから、既存の施設の活用といたしまして、瀬田川洗堰の弾力的な運用と。下に図がありまして、 、 と書いているうちの というところに当たりますけれども、制限水位に移行するに当たって急激に水位低下を起こしてはまずいということで、水位の低下時期を若干早めて、緩やかに水位を低下させるということを試行してございます。それから、この というのは洪水期に入って以降のことなのですけれども、雨が降ってぐっと琵琶湖の水位が上がったときに次の洪水に備えて直ちに制限水位まで下げる必要があるのですが、若干この辺で大丈夫かなというところまで来たら、そこからはゆっくりゆっくりと水位が下がっていくように弾力運用をしているということです。

それから、(2)で「瀬田川洗堰のきめ細かな操作」と書いていますけれども、瀬田川洗堰の下流への放流については、下流の利水等を目がけて上流からほうるものですから若干の誤差が出てくるだろうということで、そういった誤差があっても投資をして水資源開発をした利水者に迷惑がかからないようにということである程度余裕を見込んだ放流を行ってきたわけですけれども、そういったことをよりきめ細かに管理していくことで実際にこの操作に当たっている職員にとっては非常に大変な作業を伴っているわけですけれども、きめ細かな操作をして、できるだけ必要最小限の放流にとどめるといったことをしてございます。

それから、(3)に「淀川大堰でのフラッシュ放流の早期運用」と書いていますが、ここの若干下のところに米印で「なお、」と書いているところがありますけれども、フラッシュ放流というのは、大川(旧淀川)への維持流量は70m³/sと決まっているわけですが、その70m³/sと同等の機能を維持すべく 100m³/s、40m³/sという操作を交互にしまして平均60m³/sの放流に節約するという放流でございまして、通常はある程度渇水が進んだ段階でこういったフラッシュ放流に移行してたわけですけれども、これはもう直ちにやっていると。制限水位を下回っている状況において常にやっているというような状況で運用を試行しているところでございます。

それから、「3.関係機関の情報共有強化(渇水対策会議の平常時からの開催等)」ということで、これも基礎案の中で記載させていただいているうちの一つですけれども、こういった開催に向けて、昨年度の末、3月以降順次意見交換を重ねているところでございます。

66ページは先ほど説明したフラッシュ放流の概念図なのでまた見ていただければと思いますが、 ではこれらの各種取り組みの成果として実態的にどれぐらいの水位低下抑制があったのかというこ とを67ページに示しております。あくまで予測、推定のレベルですけれども、この青い線が実績になっていますが、7月23日の時点で - 25cmという水位になっています。きょう現在ですと琵琶湖の水位は大体 - 31cmといったところですが、約1週間前の23日の状況で見ますと - 25cmになってまして、この時点で予測したところ、約5cmぐらいの効果が出ているのではないかなというふうに推測しているところでございます。

これらの取り組みについては新聞等でも取り上げられておりまして、これは23日の読売の夕刊 1 面ですけれども、近畿地方整備局がこれらのキャンペーンを実施しているんだという記事が掲載されています。

それから、先ほど8月29日にシンポジウムを予定していると言いましたけれども、そのチラシを 一番最後につけさせていただいております。委員会の皆様方あるいはきょうの一般傍聴の皆様方に もぜひご参加いただければなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

少し駆け足になりましたけれども、河川管理者からの進捗状況に係る報告は以上でございます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

16年事業としてもっといろいろやっておられるわけでございますが、特に主なものを挙げていただいたわけでございます。最近新潟とか福井で大水害が起こっておりますが、それを考えるにつきましても、この淀川水系流域委員会で提言したいろんな、例えば破堤しにくい堤防をつくろうとか、あるいは地域で水害に強い地域づくりをしようというような提言の重要性を再認識しているわけでございまして、そういった問題について河川管理者の方でどんどん推進していただいていると。この状況は大変よろしいのではないかと思っておりますが。堤防の破堤につきましては第1段階ということでございますからまだまだ不十分でございまして、もっと進めていかなければいけないという面がございますが、とにかく緊急の第1歩、第1段階を進めたというようなことだと思うのでございます。この具体的な検討は各地域部会でお願いするということになろうと思うので、きょうは質問、一般的なご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

今本委員

今本です。私は淀川堤防強化検討委員会の委員もいたしましたので、ここで発言するのがいいの かどうかわかりませんが、お許しを得て発言させていただきます。 私はこの堤防強化委員会での検討には非常に不満を持っております。それは、今芦田委員長から もご紹介がありましたように、この委員会でやりましたことは主として浸透による堤防破壊、これ を土質力学的な立場で検討したものであります。したがいまして、その工法も在来の工法の範疇内 にとどまっております。しかし、現実に、平成16年7月に発生しました新潟災害にしる福井災害に しろ、堤防が破堤しています。この破堤をどういうふうにして防ぐのかというのが、先ほどの話で 言いますと、第2ステップということになります。

そこで、問題はこの第2ステップに行こうとするのか。第2ステップが必要だということはもうとっくにわかっていることなのです。ところが、このステップに移ろうとしないのです。このことを私は非常に深刻に受けとめなければいけないのではないかと思っています。

したがいまして、今後の堤防補強につきましてはこれまでの常識を捨てた見地から真剣に検討していただくことを切に望んでいるということをつけ加えさせていただきます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。そのほか。河川管理者、何か発言がございますか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

堤防の補強につきましては、今いただきました第1ステップから第2ステップでございますけど も、その第2ステップについて真剣に取り組んでいきたいというふうに思っております。

芦田委員長

どうぞ、塚本さん。

塚本委員

きょういろいろ話を伺って、着々としっかりとできてきているということは非常に感じました。 ただ、そのもう1つの部分というのは、365日川とつき合いたいというこの関係、川に親しくなっていきたいという関係をどうつくっていくのかということが恐らくこれからの具体に対しての大事なテーマではないかなと。そのためにこれを強化し、できるだけ水害のダメージに遭わないようにしていこうと。そのことでつき合っていきたいというものが出てきてほしいと。

芦田委員長

はい、どうぞ。細川さん。

細川委員

細川です。

猪名川の堤防強化の範囲がすぐ地元なのですけれども、地元の住民の要望としては、長い間ずっと、堤防にはできることなら自分たちが望む植物を植えてみたいとか舗装するなり土道で歩くなりというような望み、そういった堤防とのつき合いという面の望みがいろいろあります。住民にとっては、確かに洪水のときにまず洪水から守ってもらいたいということは最重要の問題ではありますけれども、それ以前に洪水以外の毎日の生活というものが堤防とのかかわりの中であります。この計画で見る限りでは、とにかく強化するということに関してだったらこういう方法なんだろうなと思いますけれども、堤防とつき合う住民の立場から考えると、余りにも環境に配慮が欠けるのではないかというふうに感じています。

芦田委員長

環境との調和を図りながら強化していくということですね。どうぞ。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 林)

猪名川河川事務所の林です。

今その堤防の舗装を含めて計画をしているわけでございますが、委員の方から言われましたように、利用の範疇ということを考えまして、工法等につきましては少しやわらかな方法も考えながら検討していきたいと思います。

以上です。

芦田委員長

はい、川上さん。

川上委員

川上です。

資料3の9ページの「堤防の浸透による破壊」というところですが、福井の水害の後で、つい4、5日前だったと思いますが、NHKのテレビでその特集をやっておりました。そのときに、この9ページの真ん中の図のように堤防の下にある透水層に洪水の水圧で水が浸透して、そして噴射といいますか、真ん中の下の図のところに水が噴出しているような絵がかいてありますが、まさにこの状況があったということが報告されておりました。

例えば12ページに堤防の構造が載っておりますけれども、堤防というのが非常に脆弱な地盤の上に構築されているということがきょう改めてわかったわけですけれども、ここ1年か半年ぐらい、この琵琶湖・淀川水系の直轄河川の堤防をボーリング調査なさっていますけれども、単に堤防の本体のボーリング調査だけではなくて堤外側と堤内側も調査が必要だと思いますが、こういう堤防の下の砂礫の層等についての調査はどのようになさっているのか、少しお伺いしたいと思いますが。

芦田委員長

はい、どうぞ。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川河川事務所の吉田でございます。

ボーリング調査は特に堤体内だけでとどめているわけではなくて、当然その下もずっと突き抜けて、基礎地盤についてもその土質の状況を調べております。

川上委員

堤内側は。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

基本的に1断面3本ぐらいでして、堤内と言っても堤防ののり尻付近ですね。要は、堤内に近いところと堤防の天端と堤外に近いところというようなことでやってございます。

川上委員

わかりました。

芦田委員長

どうぞ、塚本さん。

塚本委員

今ちょうど堤防の話が出ましたので。

恐らく、今までただ土を積んでということでは、逆に言ったら非常に不安定。多分、水が浸透したときにどう破堤するのかが決められないような現状の条件だと思います。それで、ここでこれを見せてもらいまして、形状としての条件を設定して一つ一つ土と水の状態を決めていくということ

ではある確かさがでるだろうなあと。これは、今川上さんも言われましたことを含めて、実際のものと効果・結果をどう対応できるのかということがとても大事なところではないかなと。

芦田委員長

はい、どうぞ。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川河川事務所の吉田でございます。

まさにそのとおりでございまして、堤防というのは昔から付近の住民の方が積み重ねていったような履歴もございまして、今まではどういう材料でできているかよくわからない、したがってどういう現象が起こるかというのも逆に言うとよくわからないというようなことでやってきていたわけでございますけど、今回ボーリング調査等をかなり密に行いまして、堤防の中がどうなっているのか、あるいはその下の基礎地盤がどうなっているのかという状況がある程度把握できたわけで思います。

それを踏まえて、ではどういう補強をしていけばいいか、あるいは効率的かということで今回いるいろご指導いただきながらつくってきたわけでして、さらに、申し上げたように、そういう効果というのがどう出てくるか、あるいは実際の中身のメカニズムというのがどうなっているのかというのをモニタリング等をしながら追跡していこうと、こういうことでございます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

はい、本多さん。

本多委員

本多です。

猪名川・藻川の堤防の改修の件ですけども、現在されようとしているのは南の方だと思うのですが、北の方の藻川と猪名川の分岐の方からヒメボタルがずっと生息しているというのは市民団体の皆さんが調査されてて、恐らく河川事務所の方も掌握されていると思うのですけども、まだまだ市民団体の皆さんも十分調べ切れるようなことにはなっていません。可能性としてはさまざまなところにあるのではないかなというふうに思いますので、十分その調査をされたり、もしくは市民の皆さんから情報提供を受けられるような窓口をつくられたりして事前に環境面への影響の検討を十分

した上でやっていただきたいなというのが1つあります。

それから、これは全体のことになりますけども、この進捗状況を見まして、いろんなところに委員会をつくって検討してくださるということですので、これは非常に感謝をしているところです。

それで、以前1つの提言の中から例えばレンジャーの懇談会とかいうようなものも開かれましたけども、そういう懇談会でも事前に公表されたり傍聴者の発言が許されたりというふうな流域委員会の精神を受け継いだものを随分開いてくださったというふうに思っています。今後もいろんなところで協議会なり委員会が開催されますが、極力公開できるものは公開していただいて、また傍聴の皆さんにも発言を聴取できるものは積極的にそういうような方法をとっていただきたいということと、そういうものがいろんな事務所ごとにありますので、どこかで集約していただいて、どこかを見れば今どこで何をやっているのが全部わかるような、また何をしようとしているのかがわかるような情報提供の仕方というものも、例えば整備局の方のホームページで一括して載せていただくと。個々の事務所でも公表しているけども、どこか一つを見れば全部わかるというような何か工夫をしていただけるとありがたいなというふうに思っております。私たちも猪名川でクリーン作戦に参加したりしてみずからも川づくりをやっていきたいというふうに思っておりますので、管理者の皆さんも住民の皆さんと一緒に手をとりながらやれるように努力していただけたらと思います。よろしくお願いします。

芦田委員長

寺田さん、どうぞ。

寺田委員長代理

少し確認的に意見と、それから少し管理者の方にお聞きをしておきたいと思います。

事業の進捗の点検についてという資料3ですけども、この流域委員会の方の任務の1つとして、基礎原案もしくは計画の内容・事業の進捗の点検に当たって意見を述べるということがまあ言うたらこの委員会の仕事になっているわけですね。だから、きょうは初めてですから個々に皆さんがご質問なりご意見をお出しになるのはいいと思うのですけども、先ほど委員長が言われたとおり、今後地域部会の方を基本として具体的な検討を各地域部会でまずやらなくちゃいけないと。そのときにどういう視点から意見を述べるのかと。ここは勘違いをしないようにしないといけないと思うのですね。

ここに出ていますように各種の委員会などが構成されて一定の検討はされているわけですけども、

それはある検討の目的なり、また範囲というものが決められていると思います。そういうものが十分かどうか、不足なところはないかとか、先ほど今本委員がおっしゃったような検討の範囲とか方法とか、そういうものが不十分な部分があれば、それはやはり大局的にこの委員会が指摘をするということがまず第一の任務だろうと思うのですね。そういう視点からぜひこういう進捗状況についての意見を各部会で行って、それを全体委員会で出して全員で議論をして、そしてその委員会としての意見を述べていかなくちゃいけないと思うのですね。

だから、先ほどのダムワーキングの関係では5つのダムの検討もやらないといけませんし、またこれの進捗状況のこともありますので、このところも各地域部会で十分視野に入れてやっていただきたいと思うのです。

それで、質問は、きょうの資料でも、各進捗状況と言いましても、かなり進んでいる部分もあればこれから始めようとしている部分とか、結局いろいろありますよね。どういうタイミングにこの委員会としての意見を言っていけばいいのかという辺をできたら説明をお願いをしたいと思うのですけどね。

芦田委員長

河川管理者の方、よろしくお願いします。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

河川調査官の児玉です。

基本的には定期的な報告というのをさせていただきたいと。これは毎年毎年という意味では年度 の当初であるとか年度の最後であるとか、そういう定期的なものがまずあろうかと思います。それ から、年度の途中でも、例えば大変大きく進捗したとか検討の中身がここまでわかったとか、そう いうことがあればその途中での報告ということもあると。少しまだイメージでございますけれども、 そのような感じで考えております。

今申し上げたような報告をさせていただいた後、それについての評価といいますか、私どもが点検をした結果についての意見でございますけども、例えば年度末に私どもがここまでこうやったということを報告させていただいたら、その後しばらくご検討の時間というのがかかろうかと思うのですけれども、4月あるいは5月とか、タイムスパンで言えばそういう段階で「昨年のものに関してはよくやっている」とか「いや、まだここは抜けているからこういうふうにやらないといけない」とか、そういうご意見をいただくというようなイメージではないかと思っています。

芦田委員長

よろしゅうございますでしょうか。いずれにしましても、詳細な検討というのはやはり地域部会でやると。それで、その結果を委員会に出してもらって、そこで検討するという手順を踏む必要があると思うのですね。

現在、流域委員会のメンバーは多いわけですから非常に難しいかもわからんわけですけども、新 しい流域委員会になりますと、メンバーが24人で、それぞれほとんど各部会に分かれるような格好 になりまして割合やりやすいのではないかなとは思うのですけどね。

いずれにしましても、我々の任期中にも進捗・点検の仕事をやる必要があると思うのですね。きょうも出されておりますが、これを地域部会でまず検討していただいて、それを委員会に報告していただいて意思決定するという手順にならざるを得んのやないかなと思います。そういうことでよるしゅうございますでしょうか。

それでは、このあたりで休憩を20分とりまして、再開は20分後ですね。

庶務(富士総合研究所 中島)

それでは、20分休憩をとらせていただきまして、5 時45分に改めてスタートということにさせて いただきます。

〔午後 5時22分 休憩〕

[午後 5時45分 再開]

庶務(富士総合研究所 中島)

皆様、よろしいでしょうか。45分を過ぎましたので、それでは、ここで改めて議論をスタートさせたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

4)ダムワーキンググループについて

芦田委員長

それでは再開いたします。次は「ダムワーキンググループについて」で、資料4でございます。 これにつきましては、リーダーの方から少しご説明いただきたいと思います。

今本委員

今本です。ダムワーキングは、運営会議で委員長から私がリーダーに指名されましたので務めて おります。これまでにダムワーキングは3回行いました。1回目と2回目は、主としてこれまで河 川管理者が行ってきましたいろんな調査結果の説明が主でしたが、3回目ぐらいから代替案の説明 に入りまして、これから本格化しようとしている段階です。

この淀川水系では5つのダムが対象になっておりますが、できるだけ詳細に検討できるようにダムワーキングを3つのサブグループに分けました。比較的関連が大きいということで、丹生ダムと大戸川ダムと天ヶ瀬ダムの再開発ですが、これを1つのグループとしまして、あと川上ダムグループ、余野川ダムグループの3つにしました。ただ、この3つに分けたからといって、ダムの検討を3つがそれぞれ独立に検討するというのではなくて、むしろ最終的に報告書を書く担当がそのサブグループの方たちだという意味で、検討そのものは流域委員会の委員全員で行いたいと思っております。

流域委員会は、原則としてダムは建設しないと提言したことから、ダムは一切認めないのかというふうに思われがちですけど、決してそうではありません。我々は真剣に一つ一つのダムの必要性なり妥当性を検討して、それによって我々の意見をまとめたいと思っております。そういう意味で、河川管理者の方が真剣に説明することを望んでおりますし、また委員側も真剣に検討したいと思っております。

これまでの印象でいいますと、必ずしも我々の期待にこたえるほどの説明はありませんでした。 意見書において既に私どもは各ダムごとに、こういう説明をしてほしいという要求も出しております。それから、代替案につきましては比較的、提案した代替案をよく検討してくれていますが、それでもまだ不足の面があります。そういうことで、この社会的関心も高いダムの問題を、この流域委員会としては後世に恥じない議論をして意見をまとめたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

また、このダムワーキングはもちろん公開で行います。ただ1回目と2回目は、日程が急に決まったとかあるいは会場の広さから、一般傍聴者の方に連絡する余裕がありませんでした。第3回目からは一般傍聴者の方にも参加いただけるようにしています。これからも現地視察だとか、あるいは勉強会的な要素のときには委員だけでやることがありますが、原則として皆さん方の前で正々堂々と議論したいと思っております。ぜひ私どもに対しましても忌憚のないご意見をお寄せいただくよう、お願いいたしたいと思います。以上です。

芦田委員長

どうもありがとうございました。それでは、ダムワーキングの関係で河川管理者の方から資料が 提出されておりますので、その説明をお願いします。資料4‐2ですか。 河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

資料4 - 2 につきましては、ダムワーキング等で配布させていただいた資料の中の数値等で、誤りがあったものについて訂正をさせていただいたものでございます。

資料4-3でございますが、これは、私どもの調査検討の中間報告を流域委員会の方にさせていただきましたが、流域委員会と同時に住民の皆様に対しても説明を行い、さらに、説明を行うだけではなくて意見をいただくということをするためのいろいろな活動でございます。住民説明会というもの、それから住民対話討論会といったものとか、いろいろ種類はございますけれども、各ダムにおいて既に実施しているものもございますし、今週来週、夏休みからずっと何回かかけて実施をする予定でございます。これが資料4-3でございます。

それから資料4-4は、前回のダムワーキングのときにお出しいたしました資料に追加をさせていただいたものでございます。この資料につきましては、一番左に「現計画での目的」と書いてございますが、これは河川整備計画の議論が始まる前までの計画におきまして、どのような目的を持っていたかということを記載しております。それに対しまして、真ん中の欄の「効果があると考えられる事項」というところは、現時点でそれぞれのダムについて、こういった点で効果があるということを記載させていただいております。基本的な表の構造は前回のダムワーキングのときにお示ししたものと変わっておりませんけれども、追加をしております。それぞれの目的につきまして代替案を検討しておりますが、その代替案にどういったものがあるのかというのを各目的ごとに書かせていただいております。例えば表紙の丹生ダムのところでいえば、治水の欄にいろいろな対策案というのを、これらの代替案を今後お示ししていくということで記載させていただいております。それ以外のところも同様な追加の記述をさせていただいております。以上でございます。

芦田委員長

はい、どうも。ただいまの説明に対しまして、ご質問がございましたら。 ございませんでしょうか。どうぞ、山本さん。

山本委員

山本です。資料4 - 3の説明会等の予定をまたお出しいただきましてありがとうございます。行かせていただけるものがあれば、行ってよろしいのでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

資料4 - 3の説明会等につきましては、流域委員会の委員の皆様は当然でございますけれども、 きょう傍聴の方々も含めまして、ぜひご参加いただければ大変ありがたく思っております。

山本委員

ありがとうございます。ダムワーキングの方でもダムに関する説明会というのを、スケジュール的なものですが、委員会と並行してどういう段階でやってらっしゃるのかというのがわかりやすい出し方をしていただければありがたいと思います。行政と住民向けの説明会というのを常時なさっているのは存じ上げているのですけれども、ダムの検討をしていくときに、委員会だけがこういうことをやっているとか、この情報が、例えば住民には1カ月ぐらいおくれで、この内容で説明会をやっているんだというような中身というのですか、そこにタイムラグがあるのではないかなという印象がありまして、そこのところが例えば住民側のいら立ちになっていたり、どないなっているねんとかいうような不信につながらないようにというのをお願いしたいと思います。委員会の方で検討しているときでも、委員会外のところで管理者さんのご説明なり、こういった予定がどういった段階であるのかというのも、知っていれば検討の際に頭に入れておけるかと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

流域委員会の方のダムワーキングでの議論と並行して、この住民説明会あるいは対話討論会というのは行っていきたいと思っております。その時点その時点で、例えば討論会開催時点での最新の情報でそのときにお話をさせていただくということで、なるべくアップデートされた最新の情報で議論をしていただくというようなことが基本でございます。

芦田委員長

はい、どうぞ。

西野委員

西野です。同じくダムに関する説明会についてお聞きしたいのですけども、説明会では河川管理者の方は、どういうスタンスで住民の方に説明をしておられるのですか。ダムについては現在検討中であるという形で説明しておられるのか、河川管理者としてはダムに対してどういう立場であるというふうな形で説明していらっしゃるのかをお聞きしたいのですけど。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

ダムについての河川管理者の立場というのは、会場によって違うということではございませんで、 それはこの場でお話ししているスタンスと全く同じスタンスで、こういう討論会あるいは説明会で もさせていただいております。

芦田委員長

それは、流域委員会に対する説明と地域住民に対する説明は同じような説明でしょう。そうでは ないのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

もちろん、そうでございます。

芦田委員長

そういうことだと思いますね。

西野委員

内容的にかなり専門的なものもあるかと思うのですけど、その点については、どういうふうにしておられるのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

確かに非常に専門的なところもございます。それについては、なるべくかみ砕いた形でご説明をするように努力しておりますけれども、当然その説明の仕方といいますか細かさといいますか、そういったところは専門家の方々とお話しするときとは少し異なることはあります。ただ、何のためにこういう調査をしておって、そしてここまでわかったというようなことについては、これはきちんとお話をしております。

芦田委員長

はい、どうぞ。

寺川委員

1つ私が気になる点といいますか重要な点だと思いますので、意見を含めて質問したいと思います。私もダムワーキングのメンバーなのですが、1、2と参加させていただいたのですが、第3回

は出ておりませんので、もしそこで議論されていたらご容赦いただきたいと思います。

実は第2回ワーキングのときに私は琵琶湖の水位操作のことで質問したのですが、そのときに琵琶湖河川事務所の河村所長の方からご回答があったわけです。それにつきましては、きょうの資料1-1の8ページに第2回ワーキングの概要といいますか結果報告が出ているわけですが、ここではかいつまんで説明されているのですけれども、ちょうど真ん中辺の「天ヶ瀬ダム再開発に係る報告」の中で「琵琶湖の水位操作の問題を解決しないといけないのではないか」という意見に対して「水位の前提を変えると、様々なものが白紙となる。見直す必要があれば議論すべきと考えるが、それまでの必要性はないと考えている」と、こういうご発言があったのですが、これをもう少し具体的に説明していただいているわけなのです。たしか水位操作は現在、きょうも一部報告がありましたけれども、琵琶湖の水位を+30cm-20cmを前提に考えているというのがあるわけですけれども、ここの部分については、これまで流域委員会の中でいろいろ議論もし、意見書なり提言で書いてきたといいますか、意見を出してきたわけです。

そのことが基礎原案あるいは基礎案にどのように反映されたかということで、前回の第30回流域 委員会で出していただきました資料3 - 1 に、いわゆる「基礎原案および基礎案と意見書との対比 シート」というのがあるわけです。お持ちの方がないかもわかりませんけれども、これの16ページ で水位の規定をしているわけですね。基礎案と基礎原案では変わってないのですけれども、例えば 琵琶湖についてはこういう記述がございます。

「琵琶湖では、淀川水系の治水・利水面からの水位操作により、生物の生息・生育環境を形成してきた季節的な水位変動パターンが変化した。例えば、5月中旬頃から約1ヶ月の間に琵琶湖水位を約50cm急激に低下させてしまうとともに、夏以降の水利用により必然的に水位が低下している。これらが魚類等の産卵・生息に影響を与えている恐れがあるほか、琵琶湖の水位が低い冬期間には波浪による浜欠けを助長し、ヨシ刈りに影響を与えているところがある」ということが課題として挙がっておりまして、23ページでも琵琶湖の水位のところを少し抜粋しますと、基礎案では「琵琶湖の急速な水位低下を抑制する観点から、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を検討するとともに、新たな施設による容量確保を検討する。堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育環境の調査を実施し、問題点等実態を把握の上、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する」というふうに書いております。

これについてその右側で、意見書ではどのように言っているかということなのですけれども、一部を抜粋しますと「水位および水量の管理は、琵琶湖・淀川水系の環境・治水・利水のあらゆる側面に影響を与える最も重要な課題の一つであり、流域全体の視点から考えるべき課題である」とし

まして、終わりの方では「なお、提言は、水位の変動をできる限り自然な形に戻すべきとし、とくに琵琶湖の水位については瀬田川洗堰の水位操作の見直しのための試行を早急に実現することを求めているが、基礎原案のこの点に関する積極的な姿勢は評価できる」として、ここでは評価しております。

さらに34ページなのですけれども、少し長くなって恐縮なのですが、基礎案のところの(3)なのですけれども「琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策を検討する」ということで、1)で「瀬田川洗堰による水位操作(再掲5.2.2(2))」ということになっています。これに対して意見書なのですけれども「瀬田川洗堰における水位操作の検討」というところでは「現在の瀬田川洗堰の水位操作が琵琶湖の生物の生息・生育環境および湖岸形状に及ぼす影響は深刻であり、自然的な季節変動をできる限り尊重して水位操作の見直しを行うことが不可欠である」としまして、さらに「琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策の検討」というところでは「また丹生ダムについては、水位の抑制効果を追求するあまり、それがもたらす琵琶湖の自然環境に与える長期的な影響の可能性の検討について未だ十分な考察がなされていない。可能な限り新規ダムからの水補給に頼らない方策の実現を目標に、琵琶湖の水位低下を抑制するさまざまな代替案を幅広く検討するべきである」というふうに意見書は記述しております。

長々と申し上げてまことに恐縮なのですが、しかし私は、ここのところは非常に、今回の整備計画の中でも根本的な見直しが必要な部分ではないかというふうに思いまして発言させていただいているわけなのです。ここで整備計画の基礎案に書かれた水位操作の見直しということについては、私が今まで言いましたように、きょうも若干説明していただいたのですけれども、いわゆる水位操作を基本的に見直すことなく、単に若干の調整をすることで何とかクリアしていこうということなのか。基本的に私は、それでは今後この整備計画が20年30年。

芦田委員長

すいません。ただいまのあれはワーキングで、また十分議論していただきたい問題だと思うので すが。

寺川委員

わかりました。もう終わりますけれども、しかしこの問題はワーキングだけではなくて非常に全体の問題として位置づけておかないといかんのではないかと思って、今発言しているわけなのです。 したがって今度、河川法に基づく20年から30年の計画、さらに 100年先をも視野に入れるというこ とを考えますと、この水位操作の見直しなくして今回の整備計画は考えられないのではないかというふうに考えるわけですが、この点についてのお考えというか、その辺をお聞きできればと思います。以上です。

芦田委員長

はい、どうぞ。河川管理者。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

琵琶湖河川事務所の河村でございます。まず前半部分の、私の発言ということで記載のある資料 1 - 1でございますが、まずこのペーパーをいただいたのが今日ということで、私のチェックは入っていないということで、当日の発言を私は一言一句覚えているわけではございませんが、このような誤解を与えるような発言があったと思っておりまして、その後山本委員から同様に、どういう趣旨なのかということの確認のご質問がありました。その際に私がお答えしたのは、現在検討しているベースが何かということについては、これまでに積み上げてきたものがベースになって、そこからスタートして検討していると。そういう意味で、現在の - 20cm、 - 30cmという水位操作が現在のところはベースになっていますという趣旨の答えをさせていただきました。それについて変える必要があるということであれば、当然その検討はいたしますということを答えさせていただいたかと覚えております。それに対しては、またさらなるご意見はなかったかと思っておりますので、その場ではご理解いただいたものと判断しておりました。

芦田委員長

はい、塚本さん。

塚本委員

水位操作ではなくてBSL、要するに基本の水位をどういうふうに決めるかということが、逆に 今回の淀川水系での非常に大きなポイントだと思います。ダムのことを検討するにも。それで、あ の時代の総合開発で、まだ新河川法がでてきていないときに、どんな考え方でやっていったのか、 今これからはそれをどうするのかと。多分それで水陸移行帯の調査研究や検討を始められていると 判断しております。

芦田委員長

はい、山本さん。

山本委員

山本です。ダムワーキングの当日は寺川委員と河村さんのやりとりの後、私がもう一度さらに言ったわけですけれども、そのときのお答えとしては、決まってしまっているものはなかなか変えにくいというようなご趣旨かと思ったのですけれども、琵琶湖総合開発に関しましては、国土交通省さんだけではどうにもできないんだというところは重々承知しております。またこれは、変えるに当たっても関係者に協議していただかなければなりませんし、その必要があるのかどうかというところにおいて寺川委員や私は、今までの淀川水系流域委員会での議論を踏まえますと、それは柔軟に見直しをされた方がよいのではないかというようなことで意見書等が出てきたんだと理解しております。

ほかでもフルプランの見直しとかいうようなことも言われているわけですね。それで、そこは動かせませんというようなご説明が2年ぐらい前はあったかと思います。なかなか難しいものがありますということだったと思うのですけど、そこからまたさらに2年たっているわけですよ。それでこの段階において淀川水系では、以前に決まったフルプランを、さまざまな社会情勢とかが予測されたことと違ってきていることとかを踏まえた上で、見直すことはできないんだろうかというようなことを普通の住民だって感じるわけです。だから、決まっているからなかなか難しいというようなお答えでは納得ができないというような部分はあるかと思います。

芦田委員長

はい、どうぞ。

寺川委員

今、河村所長の方からお答えいただいたのですけれども、その理解としていわゆる水位操作規則 の見直しも含めて検討しているというふうに理解していいのでしょうか。

芦田委員長

はい、河川管理者。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

今はパターンとしてそういうことも視野に入れた検討はしておりますが、個々具体的に、それではどれぐらい上げるとどうかということの詳細までは、まだ至っておりません。あくまでも、まず基本として今の - 20cm - 30cmをベースとして、それに対する検討を行っていると。では、その先は検討しないのかというとそうではなくて、当然それを変更することに対しては、柔軟に検討することはしていきたいと思っております。

芦田委員長

はい、本多さん。

本多委員

本多です。ダムに関してはいろいろ検討いただきましてありがとうございます。それでお願いが2つだけあるのですけども、今度8月11日に余野川ダムのワーキンググループが予定されています。そのときに教えていただきものを準備いただきたいのですが、きょうの資料4-4で余野川ダムのことについて、流水の正常な機能の維持ということが余野川で必要だということが書かれていますが、正常とはどんな状況をおっしゃっているのか、何で今は正常ではないのかというようなことを少し、わからないのでお聞かせいただけたらと。

それともう1つは、参考資料1に委員からの意見ということで私が書いておりますが、代替案のほとんどで銀橋上流の対策のことが書かれているのに、どうして余野川ダムが銀橋の下流にあるのが有効なのか、その辺の素朴な疑問がわかりませんのでその辺の説明と、その2点を11日にお願いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

芦田委員長

はい、どうも。これらのダムワーキングの問題は、これから議論がずっと進んでいくということで最初に今本リーダーも言われたわけですが、今後の方針はこういう方針でいきたいということですので、それに期待したいと思っております。

では、このあたりで - - まだありますか。どうぞ。

荻野委員

荻野でございます。利水の観点から1つだけ。

ダムワーキンググループで会議を3回やったわけですが、丹生ダムにつきましては不特定利水が

非常に大きいということを私はお話ししたのですが、そのことがほとんど何も書いてないのですね。 利水のところに水道だけというふうに書いてあるのですが、ダムというのは必ず不特定利水があっ て、その説明をこの間はされたのですね。この丹生ダムにつきましても不特定利水についてもきちっと書かれた方がよいのではないかというふうに思います。多分きょうここにお見えになっている方の中で、不特定利水を期待されている方は多いのではないかと思います。

それから大戸川につきましては、日吉ダムとの振りかえが一時提案されました。それがまたもと へ戻って、もう日吉ダムとの振りかえは効果がないんだという説明がありました。それも備考のと ころに書いておいていただきたいと思います。

それから川上ダムにつきましても、その後、利水者の方の動きがあるということを河川管理者でもよく把握されているわけですから、現在どういう状況にあるかということをきちっと説明してください。そういう説明をこの備考のところに、それぞれのダムごとに現在どういう状況になっているんだということを書いておかれた方が、ただ単に、水需要について精査確認を行うというだけでは不親切という感じを受けますね。

余野川ダムについても、その後の利水の動きがございます。ダムワーキンググループのところでは河川管理者が説明しているわけですから、その内容について、少し説明をしておかないと、きょう傍聴に来られている方も、利水分野は何もやってないのか、ワーキンググループも何も考えてないのかみたいに思われる可能性がありますので、河川管理者にはぜひ、もう少していねいに書いてくださいと。

芦田委員長

どうも貴重なご意見ありがとうございました。いずれにしましても、ダムワーキングで今後検討される課題ですので、これはこのあたりで終わりにしたいと思います。

[一般傍聴者からの意見聴取]

芦田委員長

当初にお約束しましたが、傍聴者の方のご意見をお伺いしたい、時間を十分とりたいと言っておりましたのでお約束どおり、まだ時間も少しありますので、きょうはゆっくりご発言いただきたいと思います。はい、どうぞ。

傍聴者(浅野)

「月ヶ瀬憲章の会」の浅野です。河川管理者に対して、住民の不信感を募らせる3つの問題を指

摘します。

1つ目は、きょう配布された参考資料1の中の 459 - 1ページの「木津川上流住民対話集会の危機」と題した意見の中で述べていたわけなのですが、少し個人情報がまじったので肝心な要旨まですべて抜けてしまいまして全く伝わらないのですが、その要旨は、水資源機構の0Bであり現在天下り先関連会社に勤務する方が、一般住民を装って住民対話集会に住民討論者として参加していることです。いろいろとありますが、それは今日は置いておいて、そういう水資源機構の職員に準ずるような方が一般住民の対話集会に住民を装って出席して時間をとるというような形でやっておられるのは、住民対話集会の妨害のようにも思えますので、大変重大な問題だと思っております。これは水資源機構が組織的に関与しておられるかどうかはわかりませんが、ちゃんと調べていただいて、現職員、職員に準ずる者は一般住民の対話集会において、傍聴者か、意見を求められたときの説明者に限っていただくようにしていただきたいと思います。

それから2つ目ですが、第30回委員会に出された6月22日付中間報告の2ページ3図、5ページ9図、6ページ11図も同じですが、木津川上流第4回住民対話集会に出された河川事務所の説明資料5ページ9図、10図、7ページ13図に、木津川上流域の浸水被害解消に向けた対策とか、ダムを含めて解消できる云々などの浸水被害解消をうたった文が4カ所記されています。これは基礎案では、解消ではなく被害軽減というふうに統一されておりますが、この基礎案に断固として反対の意思なのでしょうか。木津川上流河川事務所は、独立してこの流域だけの河川整備計画をつくるつもりなのでしょうか。

3つ目は、基礎案4.7.3「事業中の各ダムの方針」にある「調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない」という文言です。川上ダムの場合、付替県道2線と工事用道路兼用の付替町道、専用工事用道路が現在工事進捗中です。現道、つまり県道の2つが供用中でありまして、ダム湖が湛水するまでは使用できるのに、延長工事を付替県道で進めているために、いろんな環境改変が起こっております。また桐ノ木進入線は工事用道路なのに本年度予算で進めています。これまでに、これらの道路工事用に伐採された山林面積は概算10haぐらいになります。すべてこの道路が完成しますと、ほぼ20haの山林が消えます。現状においてもオオタカやその他の生物の生息にとって脅威となっており、地元の人からは、田畑へ濁り水や土砂が流れ込む、飲料用井戸は大丈夫かの声が上がっています。もう既にこれらの道路工事でこのように大きな環境改変が起こっているので、直ちに工事をやめていただきたいと思います。以上です。

傍聴者のご意見は流域委員会に対して求めているわけでございまして、河川管理者に対しては求めてないのですけれども。

傍聴者(浅野)

流域委員会でチェックをお願いしたいということです。

芦田委員長

河川管理者に対する意見と質問だったと思うのですが、お答えになりますか。

河川管理者(近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 西川)

木津川上流河川事務所の西川ですが、3点ほどご意見がございました。

まず1点目につきましては、対話集会の開催につきましてはファシリテーターのお考えどおり、 ハードルを低くして多くの方々に参加していただきたいというお考えをファシリテーターの方で持っておられます。そういう意味で、来ていただきたいという方向でインターネットであるとかチラシ等々で、チラシなどは9万ぐらい配って多くの方に参加していただいているということで、1点目のご指摘につきましては、私たちはそういう気持ちは全くないと思っております。

それから 2 点目の上流域における整備計画の考え方につきましては、淀川水系全体の中での木津川上流域の整備計画ということで進めているつもりでございます。

3点目の道路関係につきましても、必要な生活道路等につきましては実施していくということを 基礎案の中でうたっておりますし、流域委員会の方でもご承認いただいていると。そういう中で事 業を実施しているというふうに考えております。以上です。

芦田委員長

そのほか、ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

傍聴者(薮田)

私は「宇治・世界遺産を守る会」の薮田と申します。流域委員会の方への要望とお願いということになりますけど、これからいろいろまた議論をされると思うのですけど、私は第29回、第30回の流域委員会での河川管理者の報告、それからそれにかかわっての討論を聞いてまして、この間、流域委員会が行われた提言とか意見書が非常に軽視されているのではないかという懸念を持っていま

す。そういう点では、これからの議論はしっかりと提言あるいは意見書を踏まえて審査をやっていただきたいと、このように思うのです。

なぜそういうことを言うかといいますと、実は「宇治川の塔の島周辺の河道掘削」ですが、これはあくまでも行うというぐあいに河川管理者は言っております。ここについての流域委員会の意見書というのは、やはり「宇治川塔の島地区の流下能力増大については、歴史的価値及び景観保全の観点から現状保全を前提とした検討が必要」だと、こういうぐあいにも述べられておりますし、あるいは「景観を保全するためにできるだけ少なくすべきである、できれば避けるのが望ましい」と、こういうぐあいに述べられているのですが、そういう意見はこの基礎案には全く反映されてない。そういうことでいいのかどうか、非常に懸念を持っている状況です。

それからもう1つ、「各ダム計画に関する調査検討(中間)報告」というのが行われましたが、この中でも河川管理者が塔の島地区について言っていますのは、例えば「亀石の保全対策については、『宇治川塔の島地区河川整備検討委員会』において検討された対策案を踏まえて具体的に検討します」と、こうなっているのですね。私たちが指摘しておりますのは、この間「宇治川塔の島地区河川整備検討委員会」で検討が行われた結果、既に事業が行われている、例えば塔の川の締切堤、あるいは天ヶ瀬吊橋からの導水管の設置、それから亀石周辺の、私たちからいえば宇治川の埋め立てですね。こういうことによって、既にもう景観が破壊されてしまっているのですよ。そのことをさらに推し進めるということが言われているわけですから、これは意見書あるいは提言からいっても全く逆方向の状況になっているのではないかと。この点についてどのように今後考えられるか、これはやはり非常に懸念しているところです。

あとは簡単にしますけど、3点目は、宇治川の1,500m³/s 放流問題のそもそもは琵琶湖沿岸の 浸水被害を軽減するためという理屈になっておりますが、私たちは対話討論集会でも調査項目について意見を述べてきました。それは、琵琶湖の浸水被害というぐあいに一言で言いますけど、その 実態や原因をきちっと解明する必要があるということで、例えば浸水についても家屋浸水、田畑の 浸水とか、そういうのがどういう状況にあるのか、何が原因なのか、そこをきちっと解明して対策を打つ必要があるということで繰り返し要望してきましたけれども、残念ながら、そういう調査が 行われようとしている様子が見られないと私は思うのです。その辺についてぜひ、流域委員会が今後検討される場合は、必要な調査を指示してやっていただいて検討していただきたいと、この点だけお願いしておきたいと思うのです。

ただいまのご意見ですけど、私は流域委員会の意見が国土交通省で軽視されているとは思ってないのです。それから、今の塔の島地区の保全問題でも、これは非常に重要な問題だと我々も思っておりますが、その観点から天ヶ瀬再開発についての調査検討を今やっているところなのです。だから、それを無視してどんどん工事が進んでいるということではないと思うのです。

傍聴者(薮田)

いや、私が言っていますのは、宇治川掘削について再検討してほしいということを私たちは述べておりましたし、意見書にもそう書いてあるのですが、そういうことを踏まえて検討するということにすら、なっていないというのが現段階だと思うのです。

芦田委員長

いや、そういうことはないと思いますよ。

傍聴者(薮田)

いや、現に基礎案では、そういうふうになっているのではないでしょうか。検討するということ すら書かれていない。従来どおり掘削するというぐあいに書かれているのです。ですから、少なく とも「検討する」ぐらいは書かれる必要があるのではないかと。

芦田委員長

それは書いてます。

米山委員

45ページに書いてあるのではないですか。

傍聴者(薮田)

宇治川本川の掘削については、従来どおり掘削するというぐあいになっています。

米山委員

45ページを見てください。

傍聴者(薮田)

検討するのは、時期を検討すると書いてあるだけなのです。掘削するかしないかを検討するのではなくて、時期を検討すると。掘削することは、もう既定の事実になっているのですよ。ですから、それは違うのではないでしょうかと。検討してくださいということを要望しているのです。基礎原案と基礎案と変わっておりません。

芦田委員長

河川管理者の方からは。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川河川事務所の吉田でございます。塔の島地区の河道掘削につきましては当然、天ヶ瀬ダム再開発事業とかかわりの深いところでございまして、もちろん景観的にも非常に重要な地域というふうに認識いたしております。それで具体的にどういう格好でやっていくかということについては、まさに今、調査検討中という状況でございます。

芦田委員長

だから今のご意見のように、私たちも塔の島付近の景観保全というか、掘削は好ましくないと思っているのですね。その考えでもって検討中なのです。国土交通省はそれに対して、それを無視してやるというような姿勢ではありませんので、ご心配ないと思うのです。

傍聴者(薮田)

心配しているのです。というのは基礎原案でも、掘削時期だけを検討するとなってたのです。基礎案でもそれは、流域委員会の提言とか意見書を受けて、少しは検討というのが入るかなというぐあいに期待してたのですが、そういうことではなくて、同じように全然変わってないのです。委員長が今言われたように、当然それはもちろん流域委員会の意見を無視して進んでむちゃくちゃに行くとは私たちも思いませんが、時期の検討ではなくて掘削そのものが本当にいいのかどうかということについては、やはり流域委員会がせっかく意見を述べていただいているのですから、国土交通省はそれに沿った形で進めてほしいと、そういうぐあいに願っているのです。そのことを再度、そういう立場で提言ないし意見書を踏まえて頑張ってほしいということをお願いしているだけなのです。

おっしゃることは、よく理解しているのです。

傍聴者(薮田)

宇治川の景観破壊はこれから始まるのではなくて、もう既にこの宇治川の 1,500m³/s 放流にかかわって、大きく景観が破壊されてきてしまっているということはご承知だと思うのです。それから塔の島なんかでも、行っていただいたらわかると思うのですけども、水に親しむどころか「危険!入るな」という看板がずっといっぱい立っています。10カ所ぐらいあるのではないでしょうかね。そんなこと昔はなかったのですよ。私たちも昔はあそこで水泳したりとか、流域委員会の提言とか意見書からいけば1960年代の川を取り戻すということであれば、やはり私たちとしてはそういう、子供が遊べるような川を取り戻したいという思いでいるので、いろいろ意見を言わせていただいているのです。

芦田委員長

その思いは一緒ですよ。私もよく行っているので、よく知っていますけど。

傍聴者(薮田)

非常に異常だと思われませんか。あの「危険!注意!入るな」というのがいっぱい立っているということは。物すごく立っていますよ。

芦田委員長

だけど国土交通省も、我々の意見に従って一生懸命努力しようとしていることは間違いないのです。

傍聴者(薮田)

ですから、私たちが調査をお願いしたことや、あるいは対話討論集会でもずっと意見を述べていますし、なぜそれを述べるのかということも言っていますし、宇治市がシンボル景観ということで定めた、そういう新しい状況を踏まえて、世界遺産との絡みも含めて保全をお願いしているわけですから、そういう意向を受けて流域委員会でもぜひ頑張ってほしいという要請をしているだけです。

ご意見の趣旨はわかりました。そのほか。はい、どうぞ。

傍聴者(畑中)

大変お疲れのところ申しわけないのですが1、2分、時間をいただきたいと思います。畑中尚といいます。川上ダム建設地の青山町から来ております。

今回この資料4-4をいただいて、まだこの程度かなということで少しがっかりしています。「川上ダムについて」というところを見ていただきたいのですが、先ほど荻野先生の方からもご指摘がありましたが、治水、流水の正常な機能の維持、利水(水道)、発電と、こうなっているのですね。それで「効果があると考えられる事項」という中で、遊水地案については木津川上流河川事務所の西川所長の方からも詳しく代替案を、これは無理だ、長期にわたる、あるいは地権者の理解が得られないと、一生懸命ご説明がありました。しかし、他についてはほとんど説明がない。水田活用案、ため池活用案とか、これはもうささいなことだと。さらに私が言いたいのは、その他の流域対策案、放水路案、複合案等、これらを本当に検討していただいているのかどうか。ぜひ流域委員会の皆さんの中で頑張っていただきたいと思うところでございます。岩倉峡上流部の浸水被害なのですが、私たちの会ではバイパストンネル案というのも提案しているのです。本人は撤回したというふうなことを言っておられますが、私たちは、これはかなり有効な代替案だというふうに思っています。これもぜひ再度検討していただきたいと思います。

それから、流水の正常な機能の維持というのですが、私の家の横に木津川本川が通っているのですが、それは水が渇水したことはないです。ということになりますと、川上ダム建設の地点から木津川本川まで来る間、わずか3kmほどですけれども、その流水の正常な機能の維持というのは。この間の説明を聞いておりますと、お魚さんが大事だなんていうような説明をしているのですが、まさに子供だましではないかと。これもぜひ流域委員会で、その流水の正常な機能の維持という場所はどこなんだということを、現地を見ていただいてご検討いただきたいなと。

利水については、先ほどの先生のご発言にもありましたが、三重県、奈良県、西宮とかいろいる 新聞でも発表されています。流域委員会としてもそれをきちんと、奈良県の柿本知事さんがああい う発言をして、3月5日の本会議で、もう川上ダムからの利水は撤退というふうな報道もされたわけですから、ご確認いただいたのかどうか。特に国交省も確認をいただいたのかどうか。そして西宮は今どうなっているのか。三重県水は、三重県水といってもこれは伊賀用水ですが、これが40% 削減でしょう。そうすると、堤高91m堤頂長 375mの巨大なダムが本当に利水のために必要なのか

どうかというようなことも、ぜひご検討いただきたいなと思います。やはり、今の現時点がどうなってきているのかということも総合的にご検討いただいて、さらに調査検討を続けてほしいと要望だけ言っておきます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。はい。

傍聴者(野村)

「関西のダムと水道を考える会」の野村でございます。お手元の参考資料 1 を少しごらんいただきたいのですけれども、私どもは今回 4 つ意見書を出させていただいております。

まず、そのうちの1番目でございますが、下のページ数でいきますと 460 - 1 でございますが、例の滋賀県が行われた渇水シミュレーションにつきまして私どもが質問書を出したと。それに滋賀県の方からご回答をいただいております。添付しておりますが、それは 460 - 15以降ですね。これが滋賀県からいただいたご回答なのですけれども、それに対しまして私どもがまた反論をしております。それが、戻りまして 460 - 2 からなのですね。またごらんいただきたいと思いますが、見出しに「『回答』になっていない滋賀県の回答」というふうに書かせていただいておりますが、1つだけ申し上げますと、 460 - 2 の中ほどのアンダーラインのところにありますように「今回の貴県シミュレーションが 100年に1回の大渇水を取り上げたものであるにも拘らず、この『前文』においてもその認識が極めて希薄である」というふうに書いておりますけど、一言で言えばそういう回答であるというふうに私たちは思っております。

2つ目の意見書でございますが、 463 - 1をごらんいただきたいと思います。「『中間報告』でますます明らかになった(丹生ダム・大戸川ダム)『琵琶湖環境改善容量』の不要性」というふうに書いております。ご記憶いただいているかと思いますが、私どもは、この琵琶湖環境改善容量につきましては今までこの流域委員会に意見書も出しましたし、それから河川管理者の方にも質問を出したりご回答をもらったり何度か繰り返した経緯がございますが、今回の中間報告でますます、やはりその必要性がないなというのが明らかになったと思っております。

一言だけ申しますと、今回の報告で5月上旬から6月中旬という、この時期がホンモロコ及びフナ類の最も産卵の盛んな時期ということが明記されておりますが、そうであれば、この時期はまさに今の操作規則に従って、高かった冬期の水位をどんどん6月16日に向けて下げていく時期ですので、このときにダムから新たな水を注入するということは考えられない話です。この1点だけを考

えても、この2つのダムの琵琶湖環境改善容量というのは非常に必要性が低いというふうに言える と思います。

次でございますが、 465 - 1からでございます。上に書いておりますように「丹生ダムは無くても高時川『瀬切れ』問題は『琵琶湖逆水施設』の利用で解決」できるというものでございます。一番わかりやすい資料としましては 465 - 10でございます。「新湖北地区一般計画平面図」というものの一部をコピーしたものをつけておりますが、これは地元の方はもうよく御存じのことのようなのですけども、私どもは半年前に知ったわけなのですが、農業水利の施設なのですね。こういうふうに非常に立派な農業水利の施設が国営で、いわゆる農林水産省の事業としてもう既に完成しているわけです。これを利用できるではないかという意見なのですね。

当然、農政関係との交渉が必要になってくるということでございますが、少しだけご説明させていただきますと、右の方で高時川頭首工というのに丸をつけておりますが、ここから下がいわゆる瀬切れで問題になるところだと。なぜなるかといいますと、ここの頭首工で農業用水が取水されるからですね。それで、かんがい期は良いとしまして問題は、今回の中間報告でもアユの産卵が最も盛んになってくるのが9月中旬以降というふうに書かれておりますが、それであれば、いわゆる非かんがい期の始まりますのが9月16日なわけですね。9月15日まではかんがい期で、16日から非かんがい期に入ると。そのころがまさにアユ等の産卵の盛期に入ってくるということなわけです。そのときに、非灌漑期なのですが、この高時川頭首工で約2.5m³/sの農業用水が取水されるという事実があるわけですね。これは水路等の維持等、環境的な配慮の問題ということで取水されるわけなのですが、高時川の流量が十分あるときはこれでも問題ないのですけど、少ないときにこの2.5m³/sが取水されると、それが直接下流の瀬切れの原因になると、こういう状況であるわけです。

ところがこの農業施設は、実は1つすごいことがありまして、いわゆる琵琶湖の逆水というものですね。この左の方に琵琶湖がありまして、その上に余呉湖第二補給揚水機場と書いておりますが、実はここからポンプアップして、その上の余呉湖に水を上げるということをやっているわけですね。かんがい期におきまして高時川の流量が不足して農業用水が不足するときに、琵琶湖の水を一たん余呉湖に上げて、そこからずっと落としまして途中の余呉川頭首工を経て、ずっと右下の方に補給導水路というのがありますが、このトンネルを通しまして高時川頭首工のすぐ横まで持ってきているわけです。これの能力が現在 2.7m³/s あるのですが今、第2期工事をやっておりまして 2、3年先には 5.1m³/s まで上がるのですね。

しかし、これはあくまでも農業施設でありますので、かんがい期が終わると止まるわけです。 9 月16日以降は休止状態になるわけですね。であれば、先ほどの 2.5m³/s を取水することによって 瀬切れが起こるのであれば、休止状態にあるこの逆水施設を、そういう日だけは利用したらどうかと。電気代等かかってきますから、そういう維持費の問題は出てきます。そういうことの折衝は必要になりますけれども、能力としてはあるわけですから物理的には可能な状況にあるわけですから、この辺を検討すべきではないかというのが私どもの意見でございます。

長くなりますが、もう1つございまして、次の 466 - 1でございますけれども、大戸川ダムにつきまして「今になって何故、『土砂災害』なのでしょうか?」というふうに書いておりますが、6月の中間報告にこういうページがあったわけですね。 466 - 4を見ていただきたいのですけれども、これはそのときのあるページなのですが、上の方を見ますと「日吉ダムの利水容量の振替を行わない分、他の目的に使用することができます」という言葉がありまして、その下を見ていただきますと「検討に際しては土砂生産、流出の多い大戸川流域の特性を考慮します」と書いてあるわけですね。ですが、私らは疑い深いものですから、これは日吉ダムの利水振替ができなかった分、ダムの容量が空きますので、これは堆砂容量をふやそうということを考えておられるのかなと実は思っているわけです。

これにつきましてなのですが、1つは、466 - 2に戻っていただきますが、これは近畿地方整備局さんにも質問書を出させていただいているのですけれども、〔質問1〕として「現行計画における大戸川ダムの堆砂容量は、既にこの地域の特性を考慮して、他のダムよりも割増して計画されていると考えられますが、如何でしょうか?」というふうに書いておりますが、466 - 5の上の〔資料3〕を見ていただきたいのですけれども、こういう細かい数字の表を、これは私どもが作った表ですが、淀川水系の直轄ダムと水資源開発公団のつくられたダムが全部で11あって、これを比較しますと、明らかに大戸川ダムは堆砂容量が多く見てあるというふうに言えると思うのですね。これも当然、この地域の特性を考慮されて計画されたということだろうと思うのです。ですから、それをまだ上げる必要があるんだろうかという疑問が1つ出ました。

あと2点は、466-5の下の方に〔資料4〕と書いておりますのは、これも同じく中間報告のあるページなのですけど「S28年災害における土砂が現在の河道に来襲した場合のシミュレーション」というのが書かれているわけですね。ですから、こういうシミュレーションをされつつあるのかなと。あの時のは確かにすごい災害だったようですが、その時のが今もし来たらこういう土砂災害が起こるぞというような意味合いにもとれるわけです。ここで申し上げたいことは、昭和28年から現在まで、もう50年間たっております。実際に現地を見に行きましても、今ははげ山が非常に少なくなっております。特にこの大戸川ダムの集水域であります信楽町ですが、ここはもうほとんどはげ山がございません。非常に森林整備が行われたということですね。

もう1つは砂防ダムですね。次の次のページぐらいの 466 - 8ですが、これは滋賀県がつくっています資料のコピーなのですけれども、ここでは黒い帽子形のマークというのが砂防ダムをあらわしているわけなのですが、大戸川が書かれてませんのでわかりにくいのですけど、右端の方の大きな固まりが信楽町なのですね。信楽町にもかなり、大戸川の支流において砂防ダムがもう既にこしらえられているということがわかります。こういう50年の様変わりがあるわけですから、昭和28年のシミュレーションをされるとしても、この辺を考慮してされるとすれば、当然結果は大きく変わるであろうというふうに思います。

ちなみに田上地区ですが、この資料の真ん中辺りのエリアが田上地区なのですが、ここにもたくさん砂防ダムがつくられているようです。ここは現場へ行きますと、確かにまだ山の地肌が見えている部分もあります。でも、昔に比べたら、恐らく大分緑がふえていると思います。しかし、ここは言うまでもなく大戸川ダムの下流でございます。ですから、大戸川ダムの堆砂容量というのをもし問題にされるとすれば、直接には関係のないエリアということになると思います。以上でございます。

芦田委員長

今言われましたことに関しましては必ずしも全部賛成ではございませんけれども、これから検討を進めていく上での参考にさせていただきたいと思いますし、客観的なデータというか、みんながなるほどと思うような説明でないと十分でないと思いますので、その観点から慎重に検討したいと思っております。どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

傍聴者(千代延)

吹田の千代延と申します。お疲れのところ、まことに申しわけありませんが、もう少しだけ時間 をお願いします。

今、調査の中間報告等がどんどん出ておりますけれども、これから先、流域委員会の方から河川 管理者に対して、流域委員会は原則ダムはつくらない方法をできるだけ追求していくわけですから、 調査の項目も、代替案がないかという、そちらの方をできるだけ早くやっていただくように、これ は順番の問題ですけど、そのように要求していただきたいと思います。

それから、調査につきましてはやはり調査の目的意識をはっきりさせていただきたいということです。というのは、例えば代替案がないか徹底的に探そうということをやろうと思いますと、例え

ばこの間、丹生ダムの説明会をお聞きしたわけですが、現に瀬切れが何十日か起こっているわけです。私が例に挙げますもので全部解消するわけではございませんけど、例えば瀬切れが起こっていると。しかし、アユが卵を産む時期は農業の非灌漑期なのですね。ですから、田んぼに水をやるのが少なくて済む時期なのです。田んぼには実際は要らないのです。その9月16日から12月15日までの取水量は、これは実際ではありませんが、取水権の問題だと思いますけど2.49m³/s、12月16日から翌年3月26日までは3.2m³/s。これは数字で言っていますと、そうかいなということですけど、相当の量です。例えば神崎川に流されている水が10m³/sだと思いますけども、それに比べて20%30%の水の量なのですね。これはいうなら、瀬切れになっている瀬切れになっていると大騒ぎしながら、片一方でもう1本川をつけて流しているようなもんなのですね。

この調査は、こういう状況でありましたということで、調査をやりましたということで済ませて ほしくないのです。なぜこれだけのものを冬の間に流しているのかと。それを見逃して、これは瀬 切れが起こったからダムでしかできないよというような、そういうことではなくて。もちろん農水 省とは管轄が違うと思うのですけど、なぜそれだけの水を流す必要があるのかということまで、や はり調査をしていただきたいと思います。調査の目を、ダムなしでもいけないかという、その視点を持ってやっていただきたいと、これはお願いです。たくさんほかにも例がありますけど、時間が ありませんので申しません。

それからもう1つ、いよいよこれから年末にかけて、ダムがなければどうしようもないという局面も想定されますけども、今ごろになって原発で燃やしたかすをどうしようか、どちらの方が安いとか高いとか、40年もたってからそういうのに本気で対応しているわけです。ダムというのもやはり 100年とか 200年、長いのはかなりもつと思いますけども、維持費の方が高くついても、やはりダムをどこかであきらめようという時期が必ず来ると思います。20年や30年ではないと思いますけれども、そのときのことを。時々ありますけど、使い物にならなくなったらそのままほったらかしにするのか、あるいはできるだけもとの状況に近づけてダムの役割が終わったということにするのか。最後のお金というのは物すごく高いと思うのです。今、日本で私が知っているのは、球磨川の荒瀬ダムというのを今から7、8年後にやめようということなのですけど、これをもとのように撤去してということになると、物すごい金が要るという途中の調査結果が出ております。そういうことも必ずやってくるということを含めて、本当にダムでなければできないのかどうかということを検討していただきたいと思います。長くなってすいません。

どうもありがとうございました。時間が - - はい、どうぞ。

傍聴者(増田)

すいません。短くしたいと思うのですけれども、箕面から来ました増田京子です。

自分の本題の質問に入る前に少し、今さっき天ヶ瀬ダムの件で質問されたことに関してなのですけど、それに関しては委員長も同じ思いだと言われましたけど、同じ思いだという文章に変えられなければいけないと思うのですね。私も今その資料を持ってませんが、時期を検討するというのと、そのものを検討するというのは全然違いますので、今の議論の中では掘削でしたか、それを検討するというふうに書き直されると思っていいのでしょうか。それをまず少しお聞きしたいなと思いますので、もしよろしければお答えください。

それでは私の本題の質問というか、意見もあるのですけれども、させていただきたいのですが、きょうの資料4-3に「ダムに関する説明会等の予定」というのがあるのですが、余野川ダムに関しましては川西市と尼崎市、伊丹市しかないのですね。やはり余野川ダムというのは箕面にできますし、確かに、もう利水に関しては使わないと箕面市は言っていますけど、止々呂美地域の人たちへの説明、また箕面市民への説明とか、そういうのも欲しいので、箕面市で開催をしていただきたいと思うのですけれども、そういうのが受け入れられるのかどうか。

それと、止々呂美地域の人たちには地域住民ということで説明に行かれると思うのですけれども、それもオープンにしていただきたいのですね。だから、それも含めて箕面市でしていただけるとうれしい。どうしてかといいますと、止々呂美の地域住民の方々に説明するのは公開ではないので私たちが聞けないのです。先ほどは何か、地域住民の方への説明も一緒だという話ですけれども、どのように説明されているのか説明会の議事録を見せてほしいと言いましたら、開示請求をしなければしていただけないという状況ですので、やはりせっかくこういう場でやっているダム問題を扱いますので、地域住民の方への説明もオープンにしていただきたいということで、これは要望にしておきます。

それから、ダムワーキングでもいろいろ検討されているということなのですけれども、今本委員も、今の千代延さんでしたか、いろんな資料というか、これから検討していく内容というのがありましたけれども、余野川ダムについて、ほかのダムもあると思うのですけれども、98年に再評価がされておりまして、そのときの資料があります。それでは一庫ダムのかさ上げについても検討されていて 980億でしたかね。きょう資料を持ってこようと思ったのですけれど、ダムワーキングがあ

るというので、きっとそこに出されているのではないかと思ってやめたのですが、当時の建設省が きっちりと10項目当たり、掘削、堤防強化、遊水池等すべてに関して金額で示した資料があります ので、それも検討の題材になるのではないかと思うので、それを取り寄せてやっていただきたいな と思います。

ただ、そのときの一番基礎になる計算式というのが、そのときの資料と今の資料が違うということでした。今のは「治水経済調査マニュアル(案)」というのですけれど、2000年5月に建設省河川局がつくった、こういうマニュアルに基づいているんな数字を出していくようなのですけれども、以前の建設省が出した数字というのも、私は意外と生きているのではないかなと思います。余野川ダムの治水効果は、そのときには940億でしたかね。これはB/Cというのですかね。少しその辺の詳しいことはわからないのですけれども、それでは940億という数字が出されていましたので、そういうのも参考にしながら検討していただけないかなと思います。

それともう1つ、きょう私が一番言いたかったのは、そういう計算の中で、1953年の被害の 1.5 倍のときは約2兆円の被害が出て、余野川ダムがあれば約1兆6,000億で3,000億近くの効果があるという数字が出ていたのですけど、それを再度見てみたのですが、東海豪雨でも8,000億の被害ですし、今回の福井でもどれぐらいの被害になるかわからないのですけど、こういう大きな被害想定をするということが、やはり少し基本的にわからないのですね。それで今回いろいろ、そういうのを調べるので見てみたのですけれども、想定氾濫区域内の人口と資産というのがあるのですけれども、そこに想定氾濫区域内の資産は約3兆3,400億円と書かれていますけど、その被害想定のシミュレーションの中で、1953年の1.8倍だったら、この想定氾濫区域の資産を超える被害があるというふうに出ているのですね。私はこういう計算式というのは本当にわからないのですけれども、住民が納得するような数字というのを示していただきたいなと思っておりますので、ダムワーキングで検討していただくときは、いろんなそういう数字が本当に納得いくものかどうかというのを慎重にやっていただきたいと、これは要望にしておきますので、よろしくお願いします。

芦田委員長

どうもありがとうございました。十分時間をとったつもりでございますけど、皆さんの思いというのは非常に強いものがありまして、いろんなご意見がございますね。しかし、そろそろこれで終わりにしたいと思うので、きょうのご意見や、そのほかもまだたくさんあろうかと思うのですけど、できるだけ参考にさせていただきたいと思っております。

〔その他〕

それでは「その他」でございますけれども、今後のスケジュールについて資料5を見ていただけますか。次の運営会議は8月7日となっておりますけど、これは8月20日に変更いたしました。それから、第32回の委員会は8月24日の10時から13時までということで、部会では第24回淀川部会が8月25日ということで一応決まっております。よろしくお願いします。

〔資料提供〕

芦田委員長

それから「資料提供」として、福井豪雨災害について参考資料3でございますが、これは国土交 通省の方から説明されますか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

説明させていただきたいと思います。参考資料3でございます。

その前に大変恐縮でございますが、先ほど「進捗の点検について」ということで報告をさせていただいた資料の中にミスプリントがございまして、少し訂正させていただきたいと思います。資料3でございますが、目次の2つ目ののところで、堤防強化委員会でございますが、字が違っておりました。それから1ページ目でございますけれども、表にある堤防強化委員会の「主な議論」のところでございます。「浸透・浸食に対して破堤しない堤防強化工法」というふうに書いてございますが、これは「破堤しにくい」ということでございます。ミスプリントでございまして、大変失礼いたしました。

それでは本題の方でございますが、時間も押しておりますので、簡単に説明させていただきたいと思います。福井の豪雨でございますが、これは正式に気象庁の方で、平成16年7月福井豪雨というふうに命名されております。福井県の、これは県として管理をされている足羽川を中心にしまして大変な被害が出てございます。破堤箇所が2カ所、そのほか河道の洗掘等々、多数のところで被害が出てございます。1ページ目がその全体的な概要でございます。

めくっていただきまして次のページでございますが、このうち福井市内のところを少し拡大をしたものでございます。青と赤で小さく色を塗ったところがございますが、ここのところが足羽川が破堤あるいは越水して浸水した箇所でございます。そのときの状況が写真として出てございます。 堤防が破堤して堤内地の方に浸入している様子がわかろうかと思います。

次の3ページ目でございますけれども、これはもう少し上流側の破堤の状況、あるいは河岸が流

水によって取られてしまったような状況を示してございます。こういった災害の原因でございます雨の状況というのが4ページ目と5ページ目でございます。流域全体としての雨量がどの程度だったかということについては、まだ取りまとまってございませんけれども、2カ所の観測地点の雨量をそこで出しております。総雨量としても大変、この美山の観測所でいいますと300mm近く出ております。あるいは福井の観測所でも累加雨量として200mm近くのものが出ております。また短時間の雨量としても美山で80mmを超える雨量が出てございます。この200mm300mmという降雨でございますけれども、これは全国でいえば、時々はどこかで必ず起こっている雨量でございますけれども、この横軸の方を見ていただきますと、わずか6時間ぐらいの間にこの200mm300mmという雨が降っているというところが今回の大変大きな特徴でございます。

それから6ページ目と7ページ目でございますけれども、6ページ目が福井市内の破堤したところの災害復旧の状況でございます。既に災害復旧はもう終わってございますけれども、ここで見ていただきたいのは左下の図でございます。これが復旧した状況でございますけれども、この図の中に3.8mという高さが出てございます。これが復旧した高さでございます。逆にいいますと、ここは堤防が大体3mから4mの、そういう状況であったということでございまして、このぐらいの高さの堤防でございますけれども、破堤すると大変な流速で堤内地側に入っていき、被害が拡大しているというのがおわかりになろうかと思います。7ページ目につきましては、上流の方での復旧の状況でございます。

それから、あと少し補足いたしますけれども、この福井市内の破堤したところが、どういった原 因で破堤したのかということについては、現在まだ調査中でございます。以上でございます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。以上で本日の審議を終わりたいと思います。

これで閉会いたします。どうもありがとうございました。

〔午後 7時13分 閉会〕

議事録承認について

第13回運営会議(2002/07/16)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1.議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間2週間)。
- 2.確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめどに期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
- 3.延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、 発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。